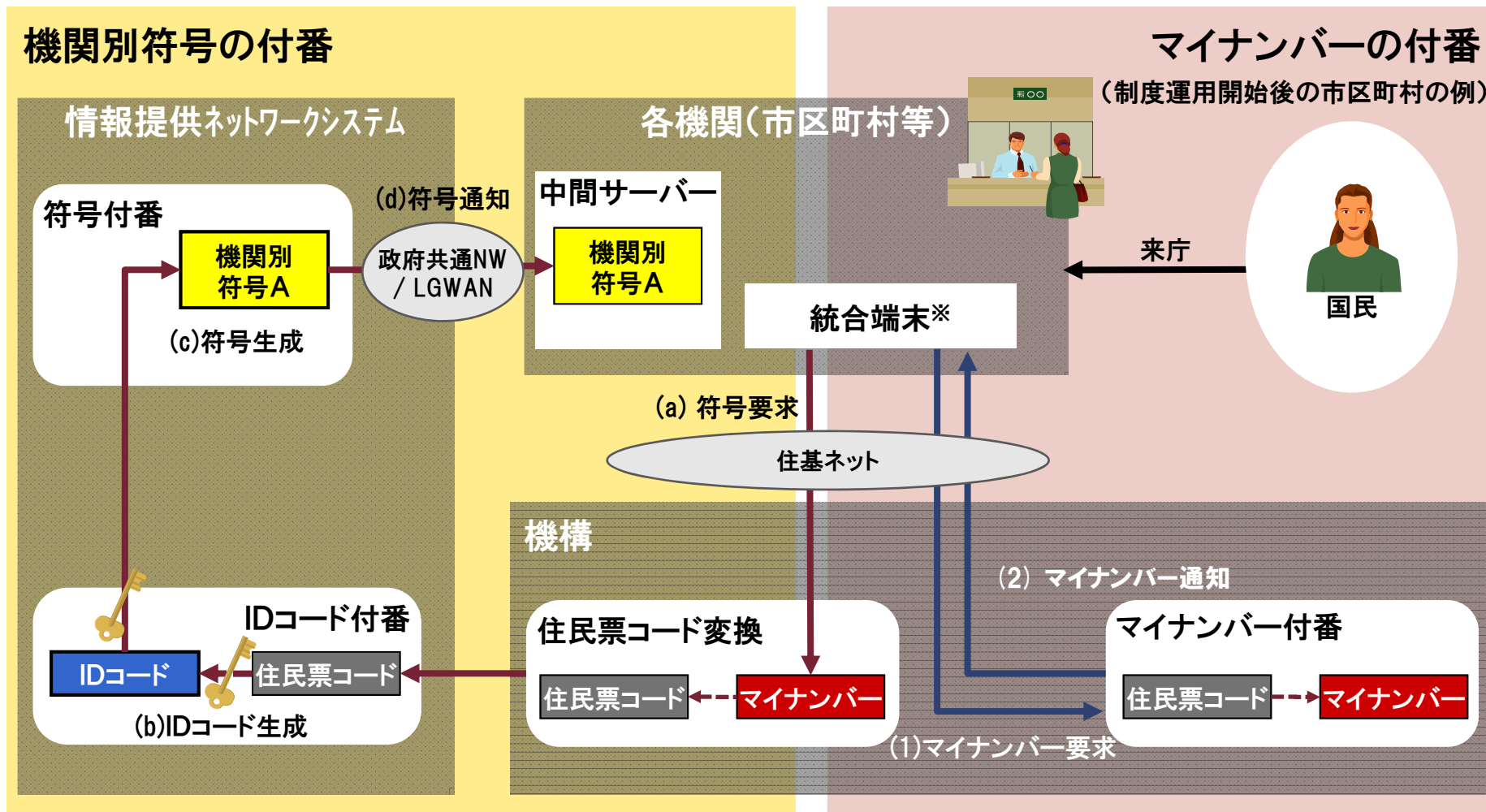


# 1-1 マイナンバー付番の仕組み

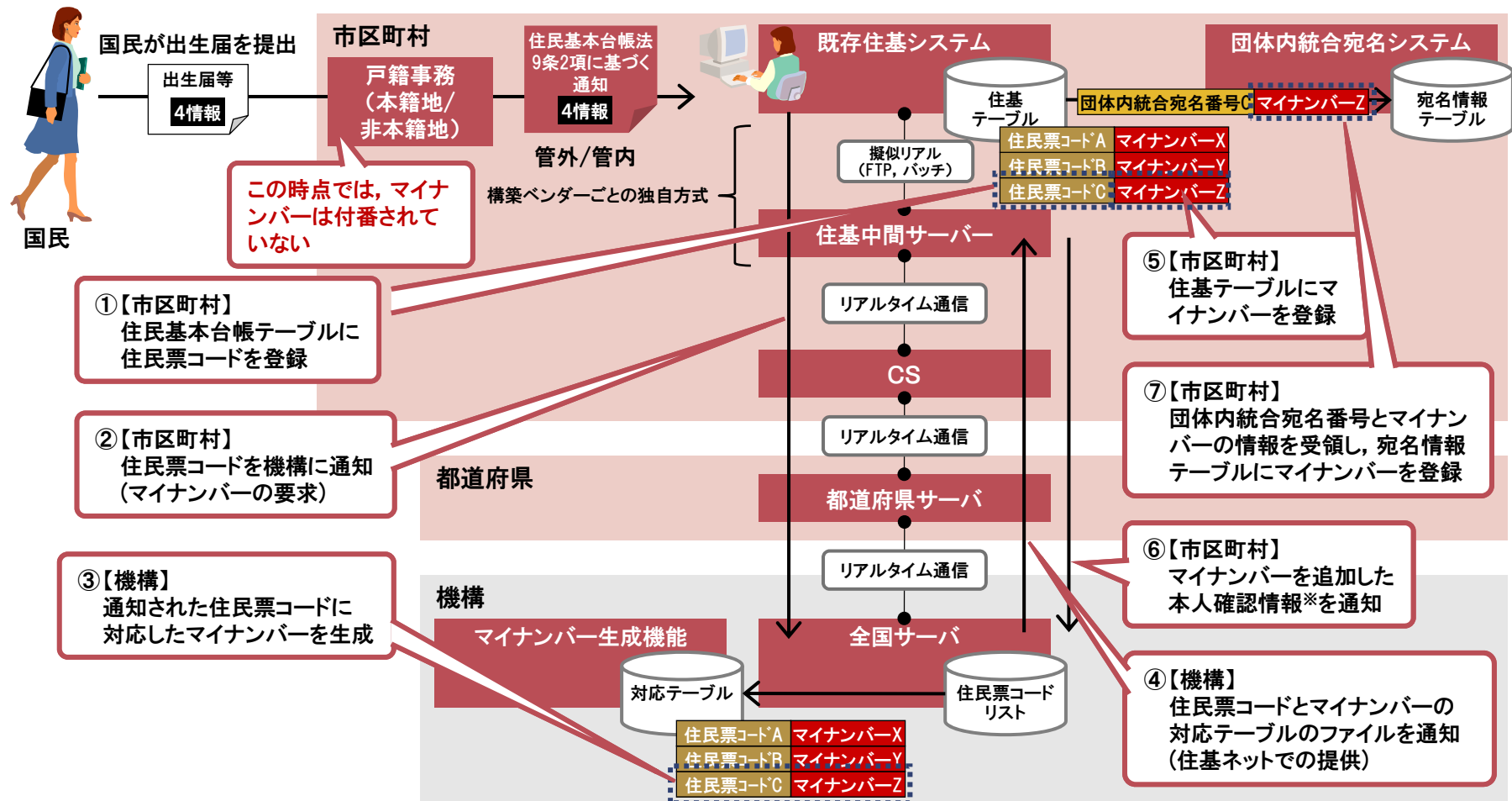
- 各機関(市区町村等)は機構に対してマイナンバーを要求し、機構は各機関にマイナンバーを通知(1)(2)
- 機関別符号の要求は機構に対して行い、情報提供NWシステム経由で取得(a)~(d)



※住基ネットの業務アプリケーションとJPKIの窓口端末アプリケーションを搭載した端末。CS端末の番号制度対応版

# 1-2 マイナンバーの付番の流れ(マイナンバー制度運用開始後)

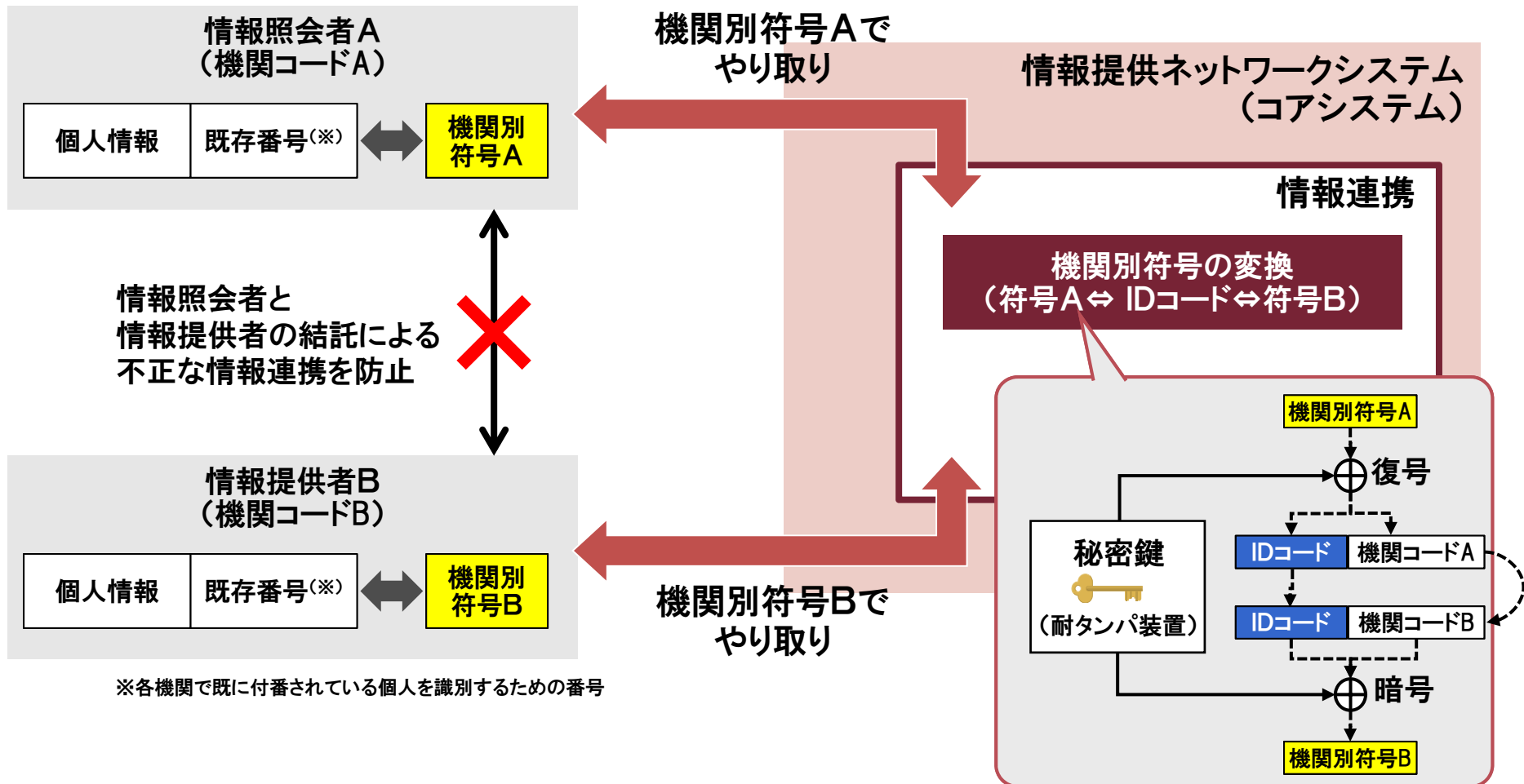
- 施行日以降に住民が登録される場合、住民票コードを割振り、機構に対して番号の生成要求
  - ・ 住民票コードの取得は現行どおり束方式(事前に送付された住民票コードに都度割り振り、結果を通知)
  - ・ マイナンバー取得は、地方公共団体情報システム機構へのコール&レスポンス方式(下図参照)
- 登録後、本人確認情報(4情報, 住民票コード, マイナンバー)を住基ネット経由で機構に通知



※出典:総務省「地方公共団体における番号制度の導入ガイドライン」をもとに作成

## 2-1 マイナンバー情報連携の仕組み

- 情報提供NWシステムは、同一人に対し機関毎に異なる機関別符号を配布  
⇒ 情報照会者と情報提供者が結託して不正な情報連携を防止
- 情報提供NWシステムは、情報連携の都度、機関別符号の変換を実施



## 2-2 情報照会／情報提供の流れ

- 照会者は、相手先を特定した上で照会することが必要
- 同一の事務(別表第二に規定する事務の単位)であれば、一つの自治体に一人の特定個人情報として複数の情報を照会できる

